

警務甲達第17号
平成26年3月17日
〔改正 令和6年3月1日〕
警務甲達第15号

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

署長直轄隊運用要綱の制定について

日々変化する警察署の治安情勢及び人身安全関連事案に迅速・的確に対応するため、このたび、警察署に署長直轄隊を設置したことに伴い、別添のとおり「署長直轄隊運用要綱」を制定し、平成26年3月28日から運用することとしたので、効率的かつ効果的な運用に努められたい。

別添

署長直轄隊運用要綱

第1 目的

この要綱は、警察力の総合的かつ効果的な運用を図るため、福井県警察における署長直轄隊の設置及び運用について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 設置及び編成

1 設置

必要に応じ、警察署に署長直轄隊を置く。

2 編成

署長直轄隊は、隊長及び隊員をもって編成し、隊長にあつては警務課長を、隊員にあつては署長直轄係に配置の警察官をもって充てる。

第3 任務

1 通常任務

県、県公安委員会及び県警察で策定した治安対策、人身安全関連事案及び警察署当番に関して、署長が定めた重点事項を推進するものとする。

2 特別任務

大野警察署及び敦賀警察署の署長直轄隊においては、次の特別任務に当たるものとする。

(1) 大野警察署

当番時間帯においては、地域機動警察隊の大野分隊として、勝山警察署管内も活動区域とし、発生した警察事象に対し、地域警察活動の支援を行う。

(2) 敦賀警察署

隊員は、地域指導課鉄道警察隊を兼務し、必要に応じ、同隊敦賀分駐所において、福井県警察鉄道警察隊の運営に関する訓令(平成5年福井県警察本部訓令第11号)に基づく任務に当たる。

第4 隊長の責務

署長直轄隊の隊長は、署長直轄隊を管理し、隊員の担当業務の遂行に当たっては、業務担当課長と連携を図るものとする。

第5 勤務等

署長直轄隊の勤務は、交替制により、事件事故、人身安全関連事案、災害などの現場対応のほか、職務質問、交通指導取締りを行う警ら活動を基本とする。ただし、特異事案等が発生したときの対応など、その対処のためやむを得ない場合は、福井県警察職員の勤務時間に関する訓令(平成7年福井県警察本部訓令第10号)別表2に定める毎日制勤務とすることができる。

第6 庶務

署長直轄隊の庶務は、警察本部にあつては本部の警務課、警察署にあつては警務課において処理するものとする。

第7 警務部長への委任

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、警務部長が別に定める。